

- 医師又は歯科医師から包括的指示が行われた場合、看護師は事前に作成されたプロトコールに基づいて診療の補助を実施することとなる。
- 医師又は歯科医師からの包括的指示が成立する条件としては、
 - ①プロトコールを適用する患者が医師又は歯科医師により特定されていること
 - ②プロトコールにおいて以下の事項が定められていること
 - ・病態の範囲が明確にされていること
 - ・指示を受ける看護師が理解しうる程度の指示内容が示されていること
 - ・対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていることが必要と考えられる。
- 包括的指示を受けた看護師は、①で特定した患者が②の病態の範囲に合致しているかの確認を行い、
 - ・プロトコールに基づき診療の補助を実施するか
 - ・医師又は歯科医師の指示を改めて求めるかを判断することとなる。
- 具体的指示を受ける看護師は、医師又は歯科医師により、対象の患者が特定されるとともに当該患者の病態の確認が行われる状況で、診療の補助を行う。
- その他、医師又は歯科医師の指示の下、看護師が患者の病態の確認を行い、看護師以外の医療関係職種が診療の補助を行う場合も想定される。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が実施されるまでの流れを整理すると、以下になるのではないかな。

【包括的指示が行われる場合の流れ】

【①医師又は歯科医師による患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特定した上で、看護師にプロトコールに基づく診療の補助を実施するよう指示

【②看護師による患者の病態の確認】
医師又は歯科医師により特定された患者について、看護師がプロトコールに規定された病態の範囲にあるか否かの確認を行う。

【③看護師による診療の補助の実施】
看護師が、技術的な難易度又は判断の難易度が高い診療の補助を実施

【具体的指示が行われる場合の流れ】（医師又は歯科医師による患者の特定の時点で患者の病態の確認までが行われるもの）

【①医師又は歯科医師による患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特定した上で、看護師に診療の補助を実施するよう指示

【②医師又は歯科医師が患者の病態を確認】
医師又は歯科医師が当該患者の病態の確認まで行う。

【③看護師による診療の補助の実施】
看護師が、技術的な難易度又は判断の難易度が高い診療の補助を実施

【看護師が患者の病態の確認のみ行い、看護師以外の他の医療関係職種が診療の補助を行う場合の流れ】

【①医師又は歯科医師による患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特定した上で、看護師又は他の医療関係職種に診療の補助を実施するよう指示

【②看護師による患者の病態の確認】
医師又は歯科医師により特定された患者について、看護師がプロトコールに規定された病態の範囲にあるか否かの確認を行う。

↓
確認内容を医師又は歯科医師に報告、又は他の医療関係職種に伝達

【③他の医療関係職種による診療の補助の実施】
他の医療関係職種が診療の補助を実施